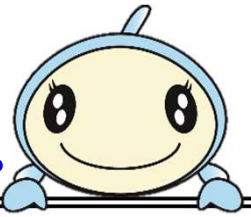
回　覧

第8号
R8.11月



【発行・編集】
滑川町教育委員会
教育長　上野　修
TEL0493-56-6907

町の子供は町で育てる

「3つの合言葉」元気・学び・会話

滑川町教育委員会だより

「学んでよかった町へ　-チーム滑川での教育-」

教養としての人権感覚、人権意識

8月8日に亡くなったトヨタ自動車の元社長であり経済団体連合会（経団連）の元会長の奥田　碩（おくだ　ひろし）さんは、「やるべきことは本屋に行けば全て書いてある」という言葉を遺しています。奥田さんの言葉どおり、今、私たちは、様々な情報を受け取れる時代に生きています。かつての身分が固定されている時代と違い、「どんな情報をどのように受け取るか」によって人生が決まると言っても過言ではありません。そのような中、様々なメディアで「人権」が取り上げられない日は、ありません。これは、とりもなおさず、「人権侵害」の事例が後を絶たないことを示しています。これらの情報をどう受け取るかということも、私たちが生きていく上でとても大切だと思います。

私は、教員になって以来、（半ば義務的な意識からではありますが）人権あるいは人権教育に関心を持って臨んで参りました。今の私は、**「教養としての人権感覚・人権意識を持つことが、現代社会のフルメンバー（正当な資格を持つ構成員、正会員）としての必須条件である」**という考えを持っております。

一般的に「教養」といえば、単なる知識の蓄積ではなく、学問・芸術・スポーツなどを通じて養われる人格や品位、心の豊かさ、物事への深い理解力のことですが、多様性とグローバル化が進む現代社会においては、**「他者の尊厳を理解し、尊重するための実践知」**としての人権感覚や人権意識が、新たな時代の必須教養として必要とされていると思います。

まず、人権感覚、人権意識が、言わば**「社会の共通言語」**としての役割を持っているということです。現代社会、特にビジネスや国際交流の場において、人権（Human Rights）は、国籍、文化、宗教の違いを超える世界共通のルール（共通言語）です。ジェンダー、人種、障害、性的指向などに関する不用意な発言や行動は、意図的でなくとも他者を傷つけ、時に個人の社会的信用や企業の存続を揺るがす深刻な事態を招きます。また、正しい人権感覚を持つことは、ルールを破らないという消極的な意味だけでなく、誰もが排除されない公正な社会の仕組みづくりのための土台となります。法哲学者の井上達夫さんは「共生の作法」という考え方を示していますが、他者、隣人とのお付き合いの作法ということです。

次に、人権を単なる「知識」として知っているだけでは不十分です。それを「感覚」や「意識」にまで落とし込むことで、はじめてその人の持つ**「教養」**になるということです。自分が持つ偏見に自覚的になり、日々のコミュニケーションの中で「誰かを傷つけていないか」「不当に排除していないか」と立ち止まって想像できる力が、人権感覚の本質です。無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）への気づきということになります。

さらに、人権感覚、人権意識が デジタル社会・SNS社会における必須スキルであるということです。SNSで誰もが発信者になれる現代において、人権意識の欠如はネットいじめ、誹謗中傷、プライバシー侵害などの形で可視化されやすくなっています。ネット社会を生きる社会人として、この感覚は不可欠なブレーキでありナビゲーターとなります。

このように考えてみると、**人権感覚を「教養」として捉えることは、**「知っておくと得をする」というレベルのものではなく、**「それなしでは現代社会の担い手として機能を果たすことができない」という社会人としてのライセンス（資格）のようなもの**と言えるのではないでしょうか。「情けは人のためならず」という古諺がありますが、他者の尊厳を守ることは、巡り巡って自分自身の尊厳を守ることにもつながります。つまり、リスクマネジメントでもあるということです。

早稲田大学人間科学部教授の森岡正博さんは、「生命を抑圧していく権力装置は、外側の社会システムにあるのではない。それは生命として今ここに生きている私自身の内部に潜んでいるのだ」（『生命観を問い直す』ちくま新書）と語っています。「隗より始めよ」私自身の中にある差別性への気づきを通して、教養としての人権感覚、人権意識を身につけたいと思います。



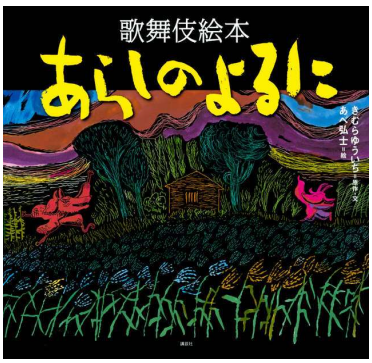
図書館からのおすすめ絵本



図書館オリジナルキャラクター
ブックろう

図書館では、家族が一緒に本を読むことで、読書に親しんでもらうとともに、家庭内のコミュニケーションを深めることを目的とした「家読（うちどく）」（家庭読書）を推進しています。
こどもも大人も楽しめる、家読にぴったりの絵本をご紹介します♪

『歌舞伎絵本　あらしのよるに』



『歌舞伎絵本　あらしのよるに』
きむら　ゆういち　原作・文
あべ　弘士　絵
講談社

こんな人におすすめ　切ない友情の物語をお探しの方へ

嵐の夜、真っ暗な小屋の中で偶然出会ったオオカミの「ガブ」とヤギの「メイ」。互いの正体を知らぬまま「ひみつの友達」となった二匹の運命に、ハラハラが止まりません。歌舞伎らしい躍動感あふれる絵と色彩、そして独特な言い回しによるテンポの良さに、一瞬で物語に引き込まれます。

この歌舞伎絵本は、声に出して読むことでより一層臨場感を味わうことができます。また、二匹の切なくも温かい友情に涙があふれてきます。

本作の原作は、全7巻の大人気シリーズとなっています。まだ読んだことのない方はもちろん、原作を知っている方も、この歌舞伎絵本ならではの新しい世界をぜひ体感してみてください。

※この本は、滑川町立図書館に所蔵があります（貸出中のときは予約ができます）

文化財シリーズ！第20回

「滑川町の歴史」part20



エコミュージアムセンター
オリジナルキャラクター

古墳時代（飛鳥時代）の滑川町　～仏教伝来と新技術の導入～

前号で紹介した仏教の伝来に伴って、倭（日本）には釈迦の教えだけでなく、それまでにはなかった、寺院を建立するための建築技術や金銅製の仏像を作る鋳造技術、仏具や仏画、刺繍など仏教に関わるものを作りだす新たな技術や文化をもたらしました。

中でも寺院の建立には、渡来系の人々が工人として活躍しました。寺院の屋根に使われた瓦は、崇峻（すしゅん）元年（588年）に朝鮮半島の百済（くだら）から伝わりました。瓦が伝わる以前は、茅葺きや草葺きといった植物素材のもので、軽く通気性に優れている一方、数年から数十年に1度葺き替える必要があり、火事に弱いという欠点がありました。

『日本書紀』によると崇峻元年、仏舎利（ぶっしゃり）・法師（僧侶）とともに、寺工2名（寺院建築の技術者）・露盤（ろばん）博士1名（鋳造技術者）・瓦博士4名（瓦作りの技術者）・画工1名（壁画等の絵師）が来日したことにより、飛鳥寺（法興寺）を造り始めたとされます。



平谷窯跡床面からの瓦の出土状況

この「瓦博士」とは、瓦作りだけでなく、窯を築いたり瓦を葺いたりする工人のことを示すと考えられています。古代の瓦は、主に政治支配の拠点施設（宮殿・官衙（かんが）「役所」など）や宗教施設（寺院）などの建物のごく一部で限定的に使用されていました。

滑川町では、寺院の屋根に葺くための瓦を平谷窯跡群（羽尾）で生産していました。発掘調査によって、元々須恵器を生産していた窯跡を瓦の生産ができるようにするために、窯の床面を階段状に改築したことが分かっています。また、この窯跡の改築された時期は、遅くとも須恵器が生産された620～630年以降で640年前後までの間と推定されており、技術が伝わり約50年前後の間に滑川の地にも瓦生産の技術が伝わっていたことが窺えます。



平谷窯跡発掘調査風景

★平谷窯跡出土の瓦の一部を、エコミュージアムセンターにて展示します！
展示期間：11/1（日）～11/29（日）　10:00～17:00
〇11月の休館日：毎週月曜日及び11/4、15、24は、休館日のため休展です。